

高知県立療育福祉センターリハビリテーション部地域支援実施要領

第1 目的

障害のある児童とその家族が、地域で安心して生活ができるように、療育福祉センターがその地域に出向き、関係諸機関と連携し、対象者のニーズに応じた具体的かつ専門的支援を行うことで地域での医療、福祉の充実をめざす。

第2 対象

1 リハビリ地域訪問

障害のある児童とその家族を支援する地域の関係機関（保育所・学校・市町村・福祉保健所など）を対象とする。他の相談機関又は医療機関で継続的に支援を受けている児童については対象外とする。

2 地域療育支援

障害のある児童とその家族を支援する地域の医療機関、訪問看護ステーション、障害福祉サービス事業所等の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師等を対象とする。

第3 支援内容

1 リハビリ地域訪問

当センター職員が、保育所、学校、市町村役場など障害のある児童の身近な地域で支援を行う。

- （1）障害状況に応じた介助方法、生活場面での工夫、機能維持のためのホームプログラムなどについて
- （2）机、椅子、トイレの工夫や段差の解消など環境整備について
- （3）車椅子、座位保持装置など補装具に関する相談について

2 地域療育支援

障害のある児童が、地域の医療機関、訪問看護ステーション、障害福祉サービス事業所等で専門的な支援が受けられるよう、当センター職員が関係機関と連携し、リハビリに関する相談及び症例検討を行うことで、地域で受けられる療育支援の充実を図る。

- （1）リハビリ、ホームプログラム、補装具等に関すること
- （2）症例検討

第4 実施回数

- 1 リハビリ地域訪問 月1回 ※日程は別紙1に定める。
- 2 地域療育支援 相談に応じて決定する。

第5 実施方法

1 相談の申込み

（1）リハビリ地域訪問

様式1「療育福祉センターリハビリ地域支援申込票①」及び様式2「療育福祉センター申込票②」に希望する支援内容を記入のうえ、別紙1の「圏域ごとの申し込み先」

へ申し込む。申し込みは、実施日の 2 週間前までとし、日程については、担当と協議のうえ決定する。

* 申し込みにあたり、対象児の保護者の了解を得ておくこと。

(2) 地域療育支援

様式 1「療育福祉センターリハビリ地域支援申込票①」に希望する支援内容を記入のうえ、事前に療育福祉センターに申し込む。

2 訪問職員

相談内容を確認し、当センターリハビリテーション部の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士から訪問職員を決定する。

第 6 その他

継続して対応が必要な場合は、市町村、福祉保健所等と協議し、別途対策を講じる。

第 7 附則

この実施要領は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この実施要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この実施要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この実施要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この実施要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この実施要領は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この実施要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この実施要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この実施要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この実施要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この実施要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。